

議案第20号

取手市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

取手市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成7年条例第26号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年3月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

下高井地区地区計画の名称をゆめみ野地区地区計画に変更することに伴い、あわせて地区整備計画区域の名称を変更するとともに、建築基準法が改正されて条項の移動が生じたことに伴い、同法を引用する規定について所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

取手市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成7年条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(建築物の用途の制限)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>ゆめみ野地区地区整備計画区域</u>の区域内における建築物の敷地には、別表第4ア欄に掲げる区分に応じ、同表イ欄に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(建築物の敷地面積の最低限度)</p> <p>第5条 <u>ゆめみ野地区地区整備計画区域</u>の区域内における建築物の敷地面積は、別表第4ア欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表ウ欄に掲げる数値以上でなければならない。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取手駅東口地区地区整備計画区域の項から藤代駅南口地区地区整備計画区域の項まで</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>ゆめみ野地区地区整備計画区域</u></td> <td>都市計画法第20条第1項の規定により告示された<u>ゆめみ野地区地区計画</u>において地区整備計画が定められた区域</td> </tr> </tbody> </table>	名称	区域	取手駅東口地区地区整備計画区域の項から藤代駅南口地区地区整備計画区域の項まで	(略)	<u>ゆめみ野地区地区整備計画区域</u>	都市計画法第20条第1項の規定により告示された <u>ゆめみ野地区地区計画</u> において地区整備計画が定められた区域	<p>(建築物の用途の制限)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>下高井地区地区整備計画区域</u>の区域内における建築物の敷地には、別表第4ア欄に掲げる区分に応じ、同表イ欄に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(建築物の敷地面積の最低限度)</p> <p>第5条 <u>下高井地区地区整備計画区域</u>の区域内における建築物の敷地面積は、別表第4ア欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表ウ欄に掲げる数値以上でなければならない。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取手駅東口地区地区整備計画区域の項から藤代駅南口地区地区整備計画区域の項まで</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>下高井地区地区整備計画区域</u></td> <td>都市計画法第20条第1項の規定により告示された<u>下高井地区地区計画</u>において地区整備計画が定められた区域</td> </tr> </tbody> </table>	名称	区域	取手駅東口地区地区整備計画区域の項から藤代駅南口地区地区整備計画区域の項まで	(略)	<u>下高井地区地区整備計画区域</u>	都市計画法第20条第1項の規定により告示された <u>下高井地区地区計画</u> において地区整備計画が定められた区域
名称	区域												
取手駅東口地区地区整備計画区域の項から藤代駅南口地区地区整備計画区域の項まで	(略)												
<u>ゆめみ野地区地区整備計画区域</u>	都市計画法第20条第1項の規定により告示された <u>ゆめみ野地区地区計画</u> において地区整備計画が定められた区域												
名称	区域												
取手駅東口地区地区整備計画区域の項から藤代駅南口地区地区整備計画区域の項まで	(略)												
<u>下高井地区地区整備計画区域</u>	都市計画法第20条第1項の規定により告示された <u>下高井地区地区計画</u> において地区整備計画が定められた区域												

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）

別表第4(第3条, 第5条関係)

地区整備計画 区域の名称	ア	イ	ウ
	区分	建築物の用途の制限	建築物の敷地面積 の最低限度(m ²)
<u>下高井地区地区整備計画区域</u>	A 近隣商業地区	法別表第2(に)項第2号, 第4号及び第6号, (ほ)項第2号, (へ)項第5号並びに <u>(わ)項</u> に掲げる建築物	(略)
	B 誘致施設地区	法別表第2(に)項第4号及び第6号, (ほ)項第2号並びに <u>(ち)項第2号</u> に掲げる建築物	(略)
	Cの項からEの項まで	(略)	(略)

改正後（対応する改正前の欄はこの欄の前に記載）

別表第4(第3条, 第5条関係)

地区整備計画 区域の名称	ア	イ	ウ
	区分	建築物の用途の制限	建築物の敷地面積 の最低限度(m ²)
<u>ゆめみ野地区地区整備計画区域</u>	A 近隣商業地区	法別表第2(に)項第2号, 第4号及び第6号, (ほ)項第2号, (へ)項第5号並びに <u>(か)項</u> に掲げる建築物	(略)
	B 誘致施設地区	法別表第2(に)項第4号及び第6号, (ほ)項第2号並びに <u>(り)項第2号</u> に掲げる建築物	(略)
	Cの項からEの項まで	(略)	(略)

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。